



2024年10月分（12月支給分）から 児童手当の制度が変わります！

1. 制度改正の内容



① 支給対象年齢の拡大

高校生年代(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯が支給対象となります。

② 所得制限の撤廃

収入に関係なく高校生年代までの児童を養育する全世帯が、児童手当の支給対象となります。

③ 第3子加算の拡充

第3子以降の支給月額が3万円となります。

④ 算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳～22歳(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)となります。

*大学生年代までの児童を第1子としてカウントします。

⑤ 支払月の回数拡充

支払月が12月・2月・4月・6月・8月・10月の年6回になります。

2. 制度改正後の手当月額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき月額 15,000円	1人につき月額 10,000円
第3子以降	1人につき月額 30,000円	

- 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面をご確認ください。



3.児童手当制度改正 手続き要否確認 フローチャート

現在、野々市市から児童手当又は特例給付を受給していますか。
*勤務先から児童手当の支給を受けている公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

はい

高校生以上のお子さん(平成14年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方)を養育していますか。

*ただし、高校生年代のお子さん(社会的に自立している場合は児童手当対象外)の住民登録が市外にある場合、別居監護手続きを行うと児童手当が加算されます。
詳しくは下記までお問合せください。

はい

大学生年代のお子さん(平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方)がいて、年齢順にその人を1人目と数えたとき、高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか。

はい

【手続きが必要です】

●監護相当・生計費の負担についての確認書を提出してください。

いいえ

【原則、手続き不要です】

*高校生年代がいる世帯や第3子以降の児童がいる世帯、特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、手続き不要で増額となり、額改定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

いいえ

いいえ

【手続きが必要です】

●認定請求をしてください

申請期限:令和6年9月30日(月)必着

*申請期限を過ぎた場合でも、令和7年3月31日(必着)までに申請いただければ令和6年10月分から遡って支給します。(制度の改正に伴う特例措置)

(お問い合わせ)

■ 野々市市役所 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係

☎ 076-227-6077 (受付時間:平日8:30~17:15)